



平成20年4月から、新たな後期高齢者医療制度が始まります

平成20年4月から、現在の老人医療制度が後期高齢者医療制度に変わります。75歳（一定以上の障害がある方は65歳）以上の方は、これまでの国民健康保険や被用者保険などの医療保険から、後期高齢者医療に加入することになります。

この制度は、県内のすべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が、運営することとなります。広域連合では、保険料の決定や医療

の給付などを行います。また、市町村では、保険料の徴収と窓口業務を行います。75歳（一定以上の障害がある方は65歳）以上の方は、保険料を納めていただくとともに、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示して、診療を受けることとなります。

◆75歳になると新制度へ
75歳になると、現在加入している国民健康保険や被用者保険などの医療保険を脱退し

◎ 制度のポイント ◎

- ◇75歳以上（一定以上の障害がある場合は65歳以上）の方は、後期高齢者医療の被保険者となります。
- ◇被保険者から保険料を徴収します（主に年金からの天引きとなります）。これまで加入していた国民健康保険や被用者保険は脱退することになります。
- ◇所得の低い方は保険料が軽減されます。また、被用者保険の扶養家族の方は保険料が2年間軽減されます。
- ◇医療機関の窓口では、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を患者本人が負担します（現在の老人医療と同じです）。
- ◇窓口業務や保険料の徴収は、町で行います。
- ◇財政運営等は後期高齢者医療広域連合が行います。

て、後期高齢者医療の被保険者となります。その際には、新たな届出などは必要なく、後期高齢者医療の被保険者証は、町から配布させていただきます。

一定以上の障害がある65歳以上の方は、申請することにより、この制度の被保険者となることができま

このように、被保険者となるための要件は、現在の老人医療と全く同じです。

◆保険料は個人ごと
保険料は、介護保険と同様に被保険者個人ごとに所得に応じて算定されることとなります。

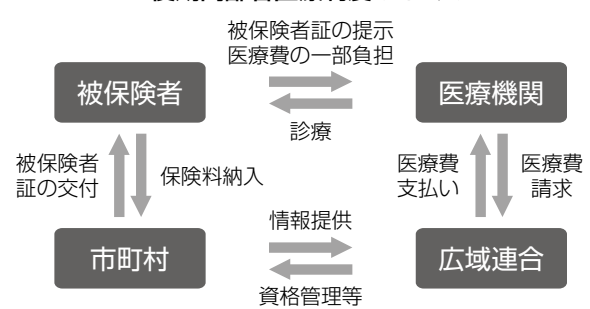
◆所得の低い方は軽減
所得の低い方は、国民健康保険と同様に世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

◆負担は老人医療と同じ
被保険者の方が、診療を受けた際に医療機関の窓口で支払う金額は、医療費の1割（現役並みの所得のある方は3割）です。また、支払った金額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、高額療養費として超えた分は払い戻されます。このように、診療の際の負担などは、現在の老人医療と同じです。

さらに、被用者保険の扶養家族の方が、75歳になって後期高齢者医療に加入すると、新たに保険料を負担していただくこととなります。しかしながら、これまで保険料の負担がなかったことから、加入時から2年間保険料が軽減されます。

◆保険料は主に年金から
保険料の徴収は町が行いますが、介護保険と同様に年金からの天引きとなります。年金額が年18万円以上の年金を対象として、介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない場合には天引きとなります。

後期高齢者医療制度のしくみ



◆申請、届出は役場窓口へ

後期高齢者医療の運営は広域連合が行いますが、被保険者の方々が身近な所で手続きができるよう、各種の申請や届出などの受付は、町民課又は各総合支所住民課の窓口で行います。

問い合わせ

高知県後期高齢者医療広域連合（高知市丸ノ内2丁目4番1号）

町民課

☎ 8 9 3 - 1 1 1 7
☎ 8 2 1 - 4 5 2 6